

いわゆる「ごみ屋敷」対策推進条例骨子（案）への市民意見に対する本市の考え方について

1 条例全般 10件

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>・権利があれば義務を伴う、と言うのは当然であります。 ・権利を主張するのであれば義務を負うべきであり追わせるべきです。 ・ごみ屋敷のニュースを見ていると、個人の権利と「エゴ」を誤解していると思います。</p> <p>自分が良ければ何をしても良い。他人は関係ないと言っているように思います。その人は、自分一人で生きていくと思っているのでしょうか、多くの人に支えられていることを知らしめるべきです。そして、個人の権利を制限しても、社会の（多数人の）権利を優先させることも大事です。必要なら、強力な権限（条例等）でスピーディーに推進して下さい。</p> <p>所有者の不明な空家、空き地等、社会の秩序を乱す人が増えていると思います。ごみ屋敷もその一つです。若い世帯に良い鎌倉を引き継ぐために、対策案をスピード感をもって推進して下さい。</p>	<p>いわゆる「ごみ屋敷」の問題は、認知症、加齢による心身機能の低下、精神疾患など当事者が抱える生活上の課題や地域社会からの孤立などさまざまな要因から生じる現象の1つであると考えています。本市は、ごみ等の堆積物をただ片づければよいというのではなく、今後、高齢者単身世帯の増加や地域との関係が希薄になりつつある社会的背景において、他人事ではない誰もが直面するかもしれない事案として、福祉的なサービスや地域の支援につなげ、予防や再発防止を図っていくことが重要と考えています。</p> <p>本条例案は、行政代執行を適用し、強制的に堆積物等の撤去を可能とするものですが、行政代執行は「他の手段に よってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたとき」に限るとしています。行政代執行に至るにあたっては、堆積者宅を何回も訪問し、助言、指導を行い、それでも状況の改善がみられない場合は勧告、命令を行い、さらに改善の履行が見られない場合は、履行期間を定めて戒告書、再戒告書を送付し、行政代執行を実施することになります。命令、行政代執行は、第三者機関である審議会に諮問答申を行うなど行政手続きに一定の時間を要します。</p> <p>本市は、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い同意を得た上で、解決を図っていくことを基本として考えています。</p>
2	<p>【いわゆる「ごみ屋敷」の取り組みに関する基本的な考え方】</p> <p>・1行目「～物品等の片づけというのではなく～」、堆積者の抱えている心身の・社会的な問題を解決することで再発防止を図るという趣旨は理解できますが、目の前の問題解決も喫緊の課題である事から、ここでは「～物品等の片づけ『に加えて』～」とした方がより市民のニーズに沿うものと考えます。</p> <p>【I 条例の骨子（案）】</p> <p>・名称（仮称） 「（仮称）鎌倉市住居における物品等の堆積等による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例」で正しいと思いますが、市民にとっての関心事（フレーズ）である「ごみ屋敷」を盛り込み、例えば「（仮称）鎌倉市ごみ屋敷解消と再発防止措置に関する条例」等とすると、より周知効果＝市民の認知度向上⇨対策の有効性が期待できると考えます。</p> <p>・定義 条例の執行に際して影響はないものの名称に提案している「ごみ屋敷」について、例えば「（本条例に定義するところの）不良な状態にある建物等」等と定義を加える事を提案します。</p> <p>・責務 (1)市の責務について、文末が「～講ずるものとします。」となっておりますが、他（市民、所有者等）の文末に倣い「～講じなければならぬ。」と揃えられた方が適切と考えます。</p> <p>・支援 (3)について「堆積物の排出の支援を行います。」⇒「『不良な状態の解消』の支援を行います。」とした方がより適切と考えます。</p> <p>(4)について最後の「堆積者に支援を行います。」⇒「堆積者『及び近隣住民等』に支援を行います。」とした方が、地域の連携を図る上で有効と考えます。</p> <p>・措置 ここで「ごみ屋敷」という単語で言及している事からも、先述の定義づけが必要かと考えます。</p> <p>・対策会議 ・審議会 この両会について、役割・権限を統合する事が、業務の合理化につながると考えます。</p>	<p>条例の名称は、周知効果も必要と認識していますが、法令として規定の内容を的確に表現することも必要であり、法制的視点も含めて検討していきます。</p> <p>不利益処分となる命令、私的領域に介入する行為である行政代執行について、その処分が妥当であるか否かを第三者機関である審議会で審議し、本市の判断の適正性を担保する必要があります。そのため、対策会議と審議会をそれぞれ設置するものです。</p> <p>骨子案は、条例として条文化されると表現が変わります。</p>
3	<p>いわゆる「ごみ屋敷」の発生は、堆積者が抱える社会的孤立などの生活上の要因が複雑に絡んでいてなかなか現状の把握が困難と思われる。特に、高齢化した独居の老人等には、このようなことが多く見受けられますので、地域での包括した連携が不可欠と思いますが、どんな些細のことでも衆人環視の見護りにも限界があります。堆積者の生活上発生する根本の原因の解明と解消については、行政、社協、地域包括センター、自治会等々専門家集団の判断に頼らざるを得ないと思われる。このようなことから条例の成立により不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置への取り組みがスムーズに行えるよう期待します。また、いわゆる「ごみ屋敷」対策の流れや不良な状態の判断基準については、わかりやすい内容と思います。</p>	<p>条例骨子（案）の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。</p>

いわゆる「ごみ屋敷」対策推進条例骨子（案）への市民意見に対する本市の考え方について

1 条例全般 10件

	意見の内容	本市の考え方
4	<p>「ゴミ屋敷問題解決のため、何らかの条例の制定は必要と考えます。ただしその運用は慎重に対応すべきであろうと考えます。そもそもゴミ屋敷問題の背景には、人と人のつながりが希薄になり、人生で発生したいろいろな問題に対して、周りの協力が得られないような個人が孤立している世相が反映していると考えています。根本的には豊かな人間関係を構築する努力を積み重ねる事であろうと思いますが、時間がかかりそうです。ゴミ屋敷になってる人はセルフ・ネグレクトとよばれ、地域社会と孤立している人がほとんどです。また自分では問題解決できない状態です。そうした人にゴミ問題の解決はまず不可能と考えます。少し時間がかかるかもしれませんが、まずはその人が地域社会との関わりを少しずつ広げていくことではないでしょうか。おそらく電気、水道、ガス、病院、食事等最低限のことにも不自由があるはずですが、自分では言い出せないでしょうが、そうした困っていることを近隣住民と連携しながら、少しずつ改善することで、まずは人間関係をもつことからスタートすることではないでしょうか。</p>	<p>堆積者に対して、行政だけでなく地域の皆様や関係機関等のご協力を得て日頃からお声掛けや見守り等を行い、地域とのつながりを深めることで、不良な状態の解消、予防再発防止につなげていきたいと考えています。</p>
5	<p>社会秩序を乱す行為には直裁に是正を勧告し、期限を限って堆積物を除去することを堆積者に勧告し、従わない場合は行政において代執行し、かかった費用は堆積者に請求することを基本方針とすべし。 特に基本方針（２）でうたっている堆積者の地域社会における生活上の諸課題に配慮して堆積者に寄り添い支援を行う等を明文化して基本方針とすることは百害ある。無法者におもねる行政に明日はないと悟るべき。</p>	<p>いわゆる「ごみ屋敷」の問題は、認知症、加齢による心身機能の低下、精神疾患など当事者が抱える生活上の課題や地域社会からの孤立などさまざまな要因から生じる現象の1つであると考えています。 本市は、ごみ等の堆積物をただ片づければよいというのではなく、今後、高齢者単身世帯の増加や地域との関係が希薄になりつつある社会的背景において、他人事ではない誰もが直面するかもしれない事案として、福祉的なサービスや地域の支援につなげることを視野に入れ、予防や再発防止を図っていくことが重要と考えています。 本条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善がみられず、近隣住民の方の財産だけでなく、生命身体までに危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的に行政代執行を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするものですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたとき」に限るとしています。 そのため、本市は、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い同意を得た上で、解決を図っていくことを基本として考えています。</p>
6	<p>都市に生活するという1点において、私たちに「制約」が発生すると私は考えます。 条例においてはそうした理念を先ず開示すべきであるとおもいます。 ゴミやしきにおける問題で私たちが困惑するのは事を引き起こしている「当人」における“社会性の欠如”であります。その“我まま・身がって・傍若無人ぶり”による被害があるという点です。そこで「個」の尊重が係りをもってきて、事の解決をさまたげます。 ならば、どうすべきでしょうか。法的強要の採用です。条例には、その点を明記すべきです。</p>	<p>いわゆる「ごみ屋敷」の問題は、認知症、加齢による心身機能の低下、精神疾患など当事者が抱える生活上の課題や地域社会からの孤立などさまざまな要因から生じる現象の1つであると考えています。 本市は、ごみ等の堆積物をただ片づければよいというのではなく、今後、高齢者単身世帯の増加や地域との関係が希薄になりつつある社会的背景において、他人事ではない誰もが直面するかもしれない事案として、福祉的なサービスや地域の支援につなげることを視野に入れ、予防や再発防止を図っていくことが重要と考えています。 本条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善がみられず、近隣住民の方の財産だけでなく、生命身体までに危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的に行政代執行を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするものですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたとき」に限るとしています。 そのため、本市は、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い同意を得た上で、解決を図っていくことを基本として考えています。</p>
7	<p>話し合いができれば、ごみ屋敷問題は発生しない訳ですから7調査の（3）、8措置において個人の尊重よりも公共、安全、衛生を最優先に掲げ、必ず実行出来る、より強い強制力のある条項にして欲しい。 9対策会議 10審議会 において最終決定に当る人は、現場をその目で見ることを義務づけて欲しい。</p>	<p>いわゆる「ごみ屋敷」の問題は、認知症、加齢による心身機能の低下、精神疾患など当事者が抱える生活上の課題や地域社会からの孤立などさまざまな要因から生じる現象の1つであると考えています。 本市は、ごみ等の堆積物をただ片づければよいというのではなく、今後、高齢者単身世帯の増加や地域との関係が希薄になりつつある社会的背景において、他人事ではない誰もが直面するかもしれない事案として、福祉的なサービスや地域の支援につなげることを視野に入れ、予防や再発防止を図っていくことが重要と考えています。 本条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善がみられず、近隣住民の方の財産だけでなく、生命身体までに危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的に行政代執行を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするものですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたとき」に限るとしています。 そのため、本市は、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い同意を得た上で、解決を図っていくことを基本として考えています。 対策会議や審議会において、ご指摘のとおり、十分な情報共有を図り、協議や審議を行っていききたいと考えています。</p>

いわゆる「ごみ屋敷」対策推進条例骨子（案）への市民意見に対する本市の考え方について

1 条例全般 10件

	意見の内容	本市の考え方
8	<p>「（仮称）鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例」骨子（案）に対する意見等</p> <p>（1-1）総論 ごみ屋敷対策として行政にごみ処分の権限を与えることに賛成する。</p> <p>（1-2）判定基準の位置付け 「不良な状態の判定基準」は条例の一部であることを規定すべき。</p> <p>（1-3）行政代執行の権限付与 ごみの撤去ができ実質的な効果が期待できるので賛成である。</p> <p>（1-4）審議会 指導と勧告について審議会の意見を聴取することになっているが、報告でよいのではないか。命令と行政代執行については私権の制限を伴うので審議会にはかる理由がわかる。一方、指導と勧告は行政が実施すればよい。審議회를わざわざ必要はないのではないか。</p> <p>（1-5）私有地内の放置自転車を堆積物に準ずるものとするべき 放置自転車について放置してある場所が私有地であると行政不介入であった。最近空き家が増えたこともあり、空き家の敷地内（塀の外）に自転車が放置されている例がある。また、テナントの管理地内に自転車が放置された場合、有料引取になるため、そのまま放置が継続された例があった。</p> <p>（1-6）駐車場のごみについても対象とするべき 行政代執行の対象とする必要はないが、行政指導ないしは勧告を可能とするべき。（注）上記（1-5）～（1-6）について、美観条例の対象であるという意見があるが、現実には規定がない。いわゆる「ごみ屋敷」とは異質だが行政が介入して市民の生活環境を守るという意味では同目的である。何らかの対応に期待したい。</p> <p>・いわゆる「ごみ屋敷」対策の流れ（案）の図解について この図の位置づけが条例に含まれるのか単なる解説なのか不明だが、気づいた点を挙げる。</p> <p>（3-1）運用手順 手順が文章ではなくフローチャートの記法に準じておりわかりやすい。しかしながら、あと一歩改善の余地がある。 （例）最初の分岐は、「自ら解決が可能な場合」と「自ら解決ができない場合」である。条件＝「自ら解決が可能な場合」に対し、可能な場合（真）と不可能な場合（偽）を同列におくとよい。図解では「自ら解決が可能」という枠が引き出し線になっておりこれでは下向きの青い線の解説のようになる。</p> <p>（3-3）審議会 命令と行政代執行については審議会の答申を得ることになっておりそれが解るように図解するべき。現在の図では審議会が右隅に追いやられているが、そもそも組織を記載するのではなく勧告に不同意な場合には「審議会へ諮問を行い答申を得る」という手順で示すべき。</p>	<p>不良な状態の判定基準は、条例施行規則に基づく要綱として規定することを考えています。</p> <p>本条例案は、居住における物品等の堆積による不良な状態、いわゆる「ごみ屋敷」を対象として考えております。不良な状態と判定され場合は、敷地内に放置された自転車も堆積物として、排出する物品等の対象となることがあります。</p> <p>堆積者への指導と勧告は、不利益処分となる命令、私的領域に介入する行為である行政代執行につながる可能性があるため、第三者機関である審議会から意見聴取を行い、客観性の担保を図りたいと考えています。</p> <p>空き家については、空き家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促してまいります。</p> <p>その他の事項については、ご意見の1つとして承ります。</p>
9	<p>I 条例の骨子（案） ⇒</p> <p>① 6 支援（1）堆積者等への必要な支援～⇒堆積者及び近隣住民等 の間違いでは？ （3）堆積者の申出⇒堆積者の申出または合意 ではないか？</p> <p>② 8 措置（4）⇒履行が困難で、かつその不履行が著しく公益に反する～ではないか？</p> <p>③ 9 対策会議 ～～協議するために対策会議を設置します。 ～ではないか？</p> <p>④ 10 審議会 ～～について市民、OR 審議会？に意見を求めることができます。～では？ いわゆる「ごみ屋敷」対策の流れ（案）の図が解り難い と思うがもっと整理した形で提示する事が必要ではないか？ ⇒誰が？何を？主語/述語を明確に！ 所謂 5W 2Hを判る様に。</p>	<p>本条例案は、不良な状態の解消及び発生防止のための支援を基本にしているため、支援の対象は、その状態を発生させた原因者（堆積者）と考えています。</p> <p>堆積者への指導と勧告は、不利益処分となる命令、私的領域に介入する行為である行政代執行につながる可能性があるため、第三者機関である審議会から意見聴取を行い、客観性の担保を図りたいと考えています。</p> <p>6 支援（1）、（3）、8 措置（4）は、ご指摘のとおりです。</p> <p>その他については、ご意見の1つとして承ります。</p>
10	<p>特に3）項については鎌倉市歴史文化交流センターの記念式典や開所式について同様の指摘を市・文化人権推進課宛にご連絡しましたところ「それは人権侵害ではない」とあっさり結論づけられました。</p> <p>部落差別、女性蔑視やヘイト・スピーチなどの「人権侵害」は差別を受けた側がそれを感じればそれでアウトです。そして「アウト」と思われない方が文化人権推進課に在籍されておられしかも推進される側では鎌倉市の文化人権が着実に前に推進できるのかまったく疑問です。</p> <p>人権の侵害は回復するのが難しく、下記にくれぐれも配慮願います。</p> <p>記</p> <p>1) 一番の問題は「誰」がどのように「不良な状態」を認定するかだと思います。</p> <p>1-1) 公権力</p> <p>1-2) 地方自治体</p> <p>1-3) 地域組織（町内会等）</p> <p>2) 「不良な状態」の公平・公正な定義が必要</p> <p>3) 一歩間違えば人権侵害につながる危惧がある</p>	<p>ご意見の1つとして承ります。</p>

いわゆる「ごみ屋敷」対策推進条例骨子（案）への市民意見に対する本市の考え方について

2 福祉的支援 2件

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>いわゆる「ごみ屋敷」の方は、今までは認知症を発症し、治療や支援に結びついていない方だった。適時に適切な他者や家族、支援者の介入があれば予防できたと考えられる方が殆どである。他者との交流を絶った方が「ごみ屋敷」化してしまっている。本人がSOSを出さない、出せないこと、また隣人に關心をもたないことが原因と考えられる。認知症を発症し、他者が気づく生活上の障がい・困難さのサインは必ずあるため、初期に対応できる仕組みづくりが今後必要であり、市民への認知症の啓発がまずはすぐにできる取り組みと考えている。</p>	<p>いわゆる「ごみ屋敷」の問題は認知症、加齢による心身機能の低下、精神疾患など当事者が抱える生活上の課題や地域社会からの孤立などさまざまな要因から生じる現象の1つであると考えています。本市は、ごみ等の堆積物をただ片づければよいというのではなく、今後、高齢者単身世帯の増加や地域との関係が希薄になりつつある社会的背景において、他人事ではない誰もが直面するかもしれない事案として、福祉的なサービスや地域の支援につなげることを視野に入れ、予防や再発防止を図っていくことが重要と考えています。本条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善がみられず、近隣住民の方の財産だけでなく、生命身体までに危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的に行政代執行を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするものですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたとき」に限るとしています。そのため、本市は、ご指摘のとおり、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い同意を得た上で、解決を図っていくことを基本として考えています。</p>
2	<p>いわゆる「ごみ屋敷」状態に陥っている方々への支援、ならびに周辺の住民の方々の生活環境を改善することは、ともに必要なことだと考えます。当法人がこれまで実施してきた生活困窮者支援の経験においては、「ごみ屋敷」状態にある方々には、孤立や精神的課題など様々な問題を抱えている方も多いということを実感しております。「ごみ屋敷」という現象にのみ目を向けるのではなく、そうした方々ひとりひとりが抱える課題と向き合い、支援を行うことなしに、この問題の本質的な解決や、地域住民との共生は難しいのかと思います。条例骨子案では、「6支援」で「堆積者」への支援も書かれておりますが、「いわゆる「ごみ屋敷」対策の流れ（案）」を見ると、「8措置」に関しては、具体的な手順がイメージされているようですが、「6支援」に関しては、どの機関がどのような支援を行うのかが曖昧であり、また、どの程度の支援を行った後で、「8措置」に移行するののかも不明確であると見受けられます。「8措置」に移る前の「6支援」に関して、「ごみ屋敷」状態になってしまった方々の個々の事情にも十分配慮した支援をご検討いただけることを希望いたします。</p>	<p>堆積者への対応については、地域の皆様や医療関係者も含めた関係機関、その他の関係者と協力し、定期的な訪問や継続的な支援等を行っていきたくと考えています。個々の事案によって対応が異なると考えています。そのため、具体的な支援については、ご指摘のとおり、個々の状況に合わせて検討していきたいと考えています。</p>

3 条例の対象 3件

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>1. 先ず「ごみ屋敷」の「居住者」あるいは客観的に居住者と認められる者に対し、世間一般的に正常と考えられるレベルの生活環境の維持を目的とするため、「居住者」責任範囲の明確化が必要ではないかと考えます。「ごみ屋敷」の実態に関して「居住者」の口からは、他者の指摘は主観的な評価であり客観性に欠けているとの主張が聞かれるとの伝聞であり、そういった責任逃れを阻止するためには何が正常であるか（異常であるか）、何が責任範囲であるかといったところを明記する必要があると考えます。</p> <p>2. 上記に規定されるべき責任範囲に鑑みての責任遂行の拒絶、責任能力の不足あるいは欠如が原因と考えられる行動によっては具体的に次のような問題が発生しております。この中で①については条文に反映されていると考えますが②については不明確となっており、何らかの関連規定の追加を実施いただきたいと考える次第です。</p> <p>①ごみ、悪臭 ②樹木繁茂 ③妨害、脅迫、迫害など</p> <p>3. 上記2-②の屋敷内樹木の繁茂による問題への希望内容を以下に記載します。</p> <p>(ア) 隣地樹木の繁茂に伴う家屋への影響として強風時の枝葉による外壁・窓等への衝撃等を樹木伐採（命令）等により防止するための措置あるいは強制的な命令の発令。 (イ) 隣地樹木の繁茂に伴って大量の果実が隣地敷地および公道に散乱することに伴う悪臭、果実の腐敗物への措置あるいは強制的な命令の発令。 (ウ) 公道（歩道、車道）への樹木繁茂に伴う通行障害に対する措置あるいは強制的な命令の発令。 (エ) 樹木の繁茂に伴って電力架線への影響（停電、火災）が懸念されることに対する措置（強制力を伴う執行権限の付与）。 (オ) 改善命令に対し自発的に対応しない場合の経済的措置（費用徴収、資産凍結など）。</p> <p>2. 上記2-③の「居住者」による近隣住民への妨害・脅迫・迫害公害については多分に民事的様相を呈するところであり警察権限による対応が困難であるところから、どのように対策を図ってゆくのかについての指針が提示されることを希望します。</p> <p>(ア) 行政と警察の協力による住民安全への措置（一例として警察と民生委員による状況確認と情報共有による対応策の協議） (イ) 行政と警察の協力による改善に向けた定期的指導（法令に基づく指導、抑制） (ウ) 上記指導に従わない場合の対応、対策（住民代理者としての告発、裁判所出頭命令、簡易裁定など）</p>	<p>本条例案の対象については、悪臭や害獣虫の発生、火災など周辺住民の財産権のみならず生命身体にまで危害が及ぶおそれのある「ごみ屋敷」にまず対応していくことが必要と考えていますが、いわゆる「ごみ屋敷」と草木の繁茂が一体となって周辺の生活環境に影響を及ぼしているケースは、「ごみ屋敷」対策として取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>さらに最終的には、強制的な措置も講ずることができるようにするものですが、強制的に個人の所有物を撤去することは、制約もあることから、個々の事案の状況に応じて、堆積者の同意を得た上で解決を図っていくことが基本と考えています。</p> <p>堆積者が抱えている心身等の問題が責任能力の不足につながり建物等が不良な状態になっていると思われる場合は、福祉的な支援などの検討が必要と考えています。</p>
2	<p>この問題は、堆積者＝居住者の自由、利益と周囲の住民の利益＝生活環境の維持の比較衡量の問題であり、後者に具体的な悪害があらわれていない段階での前者の制限又は侵害は控えるべきと考える。</p> <p>その点で、5（1）の「おそれのあるとき」の段階での処置は削除されるべきと考える。</p> <p>7（3）の「おそれのあるとき」も同様である。この段階では、処置、立入などにいたらない、様子の住民の調査にとどめるべきと考える。</p> <p>②5（2）「市民の責務」と第2文に「努めなければならない」責務をさだめているが、このような「となり組」的な責務までさだめるのは行き過ぎであり、反対である。</p> <p>③7（2）は7（4）と内容的に重なるように読める。7（4）に統合した方がスッキリすると思う。</p> <p>④9に「ごみ屋敷」となるが一段に使われることはかまわないが、条例の中にこのような文書を書きいれるのは不適切と考える。</p> <p>⑤対策会議、審議会がいかなるメンバーで構成されるのか、規定されるべきと考える。</p>	<p>不良な状態にあるものや、不良な状態と判定されたものについて、助言や支援等の対策が必要と考えていますが、すべてが指導や勧告等の行政措置の対象になるものではない、ありません。</p> <p>立入調査についても支援等の対策を講じるため、当事者の同意を得て、立ち入りを行うものとしています。</p> <p>市民の責務については、情報のご提供や日頃のお声掛けなどにより、当事者への助言や支援等の対策が講じやすくなると考えています。</p> <p>対策会議のメンバーは、ごみ減量対策課、環境保全課、消防本部予防課、道水路管理課、高齢者いきいき課、障害者福祉課、市民健康課、地域のつながり推進課、福祉総務課の他、鎌倉保健福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所に所属する職員、民生委員児童委員など対象案件に該当する関係者で構成される予定です。</p> <p>審議会のメンバーは、大学教授（法学、福祉、医療関係）、弁護士、鎌倉市自治町内会総連合会構成員、社会福祉協議会の職員、民生委員児童委員協議会構成員の7名程度を考えています。</p> <p>審議会委員の構成は、条例で規定しますが、対策会議は、要綱等で規定することを検討しています。</p> <p>その他の事項については、ご意見の1つとして承ります。</p>
3	<p>堆積に加えて放置を追加する。</p>	<p>ご意見の1つとして承ります。</p>

いわゆる「ごみ屋敷」対策推進条例骨子（案）への市民意見に対する本市の考え方について

4 市民の責務・地域や関係機関との協力 1件

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>条例の基本的考え方及び骨子は近隣に「ごみ屋敷」がある住民としては非常に救いとなる対策と考えます。早急に条例を施行して頂き、対策を実行して下さい。</p> <p>当「ごみ屋敷」条例が成果を示すポイントは「ごみ屋敷」を抱える自治町内会及びその近隣住民からの情報提供等の協力ですので、ぜひ現地との話し合いを重視する必要があります。特に「ごみ屋敷」の周囲に住んでいる人は「かかわりたくない」「見たくない」「報復が怖い」等心を閉ざしている人もいますので協力が得られるよう十分配慮して下さい。</p>	<p>平成30年2月の市議会定例会に提出し、議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。</p> <p>地域の皆様のご協力がいただけるよう関係機関等と連携し、個々の実情に合わせて対応していきたいと考えています。</p>

いわゆる「ごみ屋敷」対策推進条例骨子（案）への市民意見に対する本市の考え方について

5 対応窓口・体制 3件

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>親族又は信用出来る人、自分がこの人の意見・注意・話を聞く人の方の人から話をしてもらおう。 家族の人と話し合う。 ごみ出しの日の用紙をポストに入れておく。 環境部から訪問し説明をする。</p>	<p>地域の皆様や関係機関、その他の関係者と協力し、定期的な訪問や継続的な支援等を行っていきたくと考えています。</p>
2	<p>根本的解消をはかるには、精神科医師を議会メンバーに選任し、助言を得る事が必要と考える。一方、同居者に対し、市の担当者が一定期間だけ執拗な説得を試みては如何か。</p>	<p>堆積者への対応については、地域の皆様や医療関係者も含めた関係機関、その他の関係者と協力し、定期的な訪問や継続的な支援等を行っていきたくと考えています。</p>
3	<p>「（仮称）鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例」骨子（案）→意見なし。 判定の結果が著しく不良と判定された場合、既に近隣の住民は悪臭による精神的苦痛、害獣虫の大量発生による衛生面の不安、大量の堆積物による火災発生の危険に直面している状態なので、行政代執行の速やかな実施をお願いしたい。 また、近隣の被害住民は害獣虫の自宅への侵入を防ぐための措置を自己責任（自己負担）で行わなければならないのが現状であることを承知していただきたい。 それぞれの課の連携、情報共有をしっかりとしたい。また、それらを統括する責任者を設けて欲しい。現在の市役所はそれが全く出来ていない。 あらたな堆積者が出ない様、堆積者に何らかのペナルティーを課すことはできないか。 堆積者の処理費用に一時的にでも税金は使えないか。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、福祉的なサービスや地域の支援につなげることを視野に入れ、予防や再発防止を図っていくことが重要と考えています。 本条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善がみられず、近隣住民の方の財産だけでなく、生命身体までに危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的に行政代執行を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするものですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたとき」に限るとされています。そのため、本市は、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い同意を得た上で、解決を図っていくことを基本として考えています。 本条例が制定された後は、庁内関係課の情報共有ができることから、庁内で横断的に連携して対応することが可能となります。 また、本条例案は福祉的なアプローチを基本方針とし、過料や罰則は、実効性が限定的であると判断し、規定はすぐわないと考えています。 物品等の堆積物の排出において、堆積者にその費用を請求することを原則として、一時的に市が費用を支払うことはあると考えています。</p>

6 行政措置 1件

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>本条例の制定・施行に大いに賛同する。 但し、本条例の対象者は所謂一筋ナワではない。つまり地域住民・親族等の助言、忠告を一切聞き入れない類であるから。したがって大方は「自ら解決できない」と考えてよい。強制的な行政措置を実施する他に手段はない。そのためには、指導・勧告・命令・行政代執行をスピーディに行うことが肝要と考える。</p>	<p>条例制定に向けた取り組みにご賛同いただき、ありがとうございます。 いわゆる「ごみ屋敷」の問題は、認知症、加齢による心身機能の低下、精神疾患など当事者が抱える生活上の課題や地域社会からの孤立などさまざまな要因から生じる現象の1つであると考えています。 本市は、ごみ等の堆積物をただ片づければよいというのではなく、今後、高齢者単身世帯の増加や地域との関係が希薄になりつつある社会的背景において、他人事ではない誰もが直面するかもしれない事案として、福祉的なサービスや地域の支援につなげることを視野に入れ、予防や再発防止を図っていくことが重要と考えています。 本条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善がみられず、近隣住民の方の財産だけでなく、生命身体までに危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的に行政代執行を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするものですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたとき」に限るとされています。行政代執行に至るにあたっては、堆積者宅を何回も訪問し、助言、指導を行い、それでも状況の改善がみられない場合は勧告、命令を行い、さらに改善の履行が見られない場合は、履行期間を定めて戒告書、再戒告書を送付し、行政代執行を実施することになります。 命令、行政代執行は、第三者機関である審議会に諮問答申を行うなど、行政手続きに一定の時間を要します。 本市は、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い同意を得た上で、解決を図っていくことを基本として考えています。</p>

いわゆる「ごみ屋敷」対策推進条例骨子(案) への市民意見に対する本市の考え方について

7 迅速な対応 2件

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>市は市民からの通報～行政代執行までの明確な期間を提示するべき。 また堆積者の抱える社会的孤立等の解決を図り、堆積者に寄り添った支援を行うなどがあるが、そもそも堆積者と正常な意思疎通が出来ない場合や、面会不能な場合はどうするのか。 堆積者の支援に延々と時間を掛けるよりも近隣住民の長年に渡る苦痛の解消が優先されるべきではないのか。 堆積者とは正常なコミュニケーションがとれないまま10年以上現状が放置され、ごみは溜まり続けている。 その間悪臭は増し害虫問題も悪化している。庭にはカセットコンロも放置されているのではないのか。 堆積者の植木は公道を覆い歩行者、車両の通行に支障をきたしたまま長年放置されている。 判定項目について職員が現地調査をするところがあるが、堆積者と面会不能な場合は敷地にも入れずどのように判定するのか。 面会出来るまでまた延々と時間をかけるのでは結局解決しないのではないのか。 最も影響を受けている近隣住民の意見を聞くべきではないのか。 近隣住民が普通の生活を取り戻せるようスピード感を持って行って欲しい。 すでに有効な対策が全く講じられないまま10年以上経過していることを念頭において頂きたい。 何名かのジャーナリストも取材にきており、週間新潮2017年11月30日号にも掲載されている。</p>	<p>周辺の住民の方からすれば、1日も早い状況改善が望ましいと考えていますが、堆積者が心身的な問題を抱えている場合は、福祉的なサービスや地域の支援につなげることを視野に入れ、根幹的に課題を解決しなければ、強制的に堆積物を排出しても再び不良な状態となることが想定されます。そのため、個々の事案の状況に応じて堆積者に寄り添い、解消や解消後の再発防止も含めて対応していくことが重要と考えています。 行政代執行に至るにあたっては、堆積者宅を何回も訪問し、助言、指導を行い、それでも状況の改善がみられない場合は勧告、命令を行い、さらに改善の履行が見られない場合は、履行期間を定めて戒告書、再戒告書を送付し、行政代執行を実施することになります。命令、行政代執行は、第三者機関である審議会に諮問答申を行うなど、行政手続きに一定の時間を要します。 憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵されないとされており、本条例案に基づく立ち入り調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入りを行うことはできません。一方、条例に基づく調査であることを示すことにより、本人の同意を得やすくなるといった効果が期待できると考えています。 地域の皆様や医療関係者も含めた関係機関、その他の関係者と協力し、継続的な支援等を行っていきたくと考えています。</p>
2	<p>骨子や判定基準に対しての意見は特にありません。 堆積物を放置しているお宅に限りなく近くにお住まいの方々には、日々生活していく上で精神的にも良くない環境で耐え難い状態が長々と続いていることと思います。1日も早い解決を望みます。 期待しています。</p>	<p>条例骨子案にご賛同いただき、ありがとうございます。 平成30年2月の市議会定例会に提出し、議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。 地域の皆様のご協力がいただけるよう関係機関等と連携し、個々の実情に合わせて対応していきたくと考えています。</p>

8 空き家、庭木 3件

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>市内の腰越地区新鎌倉山住宅地に居住して40数年。勤めを退職して地域の自治会長を拝命した2003年から始めた地区の防犯パトロールを年間300回程度行っています。その結論から申し上げて、600数十件のなかにはいわゆるごみ屋敷は、一軒もありません。また近隣の南鎌倉および御所の自治会地域も同様だと承知しています。一方で、空き家は目立ってきており、そのお屋敷は、夏場は草ぼうぼうです、地域での生活には困りませんが、空き家対策こそ課題だと思考します。</p>	<p>管理不全な空き家に対しては、空き家対策の観点から空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促してまいります。</p>
2	<p>当自治会内では、道路に著しく大きくはみ出した庭木が視界を妨げ、歩行者及び車の通行の妨げになるほどの状況の家が問題となっています。これまで市長にも現状を確認いただき、自治会、近隣住民ともに警察や消防、地域包括支援センター等に相談し、問題を解消しようと試みて来ましたが、今だ未解決です。条例の骨子（案）の概要に「物品等の堆積等による（略）火災等や通行上の危険性があるなど不良な状態（以下略）」とありますが、この「物品等」に「庭木」も含まれますでしょうか。含まれなければ是非含まれるように文言を加筆していただきたい。法的根拠があれば問題解決に向けて大きく前進できると思いますので、是非ご一考をどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>「物品等」に原則として庭木は含まれていません。いわゆる「ごみ屋敷」と草木の繁茂が一体となって周辺の生活環境に影響を及ぼしているケースは、「ごみ屋敷」対策として取り組んでいく必要があると考えています。</p>
3	<p>ただこの辺りでは空き家が多くなり、庭木が延び放題で台風（風の強い日）など近隣の建物に影響があるとの苦情が多く困っております。</p>	<p>管理不全な空き家に対しては、空き家対策の観点から空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促してまいります。</p>

不良な状態の判定基準（案）への市民意見に対する本市の考え方について

12件

	意見の内容	本市の考え方
1	<p>判定基準表2の①②③は誰が何人で、何回調査するのか。又これも拒否されるので出来ないなどとの結果にならぬよう、公共、安全、衛生を優先する項目を加えて強力に実行出来るようお願いしたい。</p> <p>骨子（案）に対する記入用紙に書いたのと重複しますが、判定基準の調査は何人で何回行うのでしょうか。これも拒否されるので出来ないということがないよう、強制力のあるものにしていただきたい。どれ程の項目を作っても、調査できなければ何にもなりません。</p> <p>④通行上の危険性の項目では、堆積物だけではなく、樹木の張り出しも相当に危険です。追加してください。</p>	<p>判定基準の項目に基づく調査は、2人以上を考えています。</p> <p>憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵されないとされており、本条例案に基づく立ち入り調査については、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入りをすることはできません。一方、条例に基づく調査であることを示すことにより、本人の同意を得やすくなるといった効果が期待できると考えています。</p> <p>いわゆる「ごみ屋敷」と草木の繁茂が一体となって周辺の生活環境に影響を及ぼしているケースは、対策を講じる必要があると考えています。</p>
2	<p>1) 文章だけではダメ</p> <p>2) 可視化できるならば取り入れるべきである</p> <p>3) 臭いについても数値化すること</p> <p>文章で書いてあっても、ああでもない・こうでもないとなりがちで、あいまいに処理されてしまう。そうならないようにするには可視化・数値化の導入は必然ではないでしょうか。</p>	<p>ご意見の1つとして承ります。</p> <p>本条例は、堆積者等への支援を基本として不良な状態の解消を図ることを考えています。</p> <p>そのため、一概に数値により規制するのではなく、個々の案件に応じて柔軟な対応をしていくことを考えています。</p>
3	<p>骨子案は概ね妥当なものと思います。</p> <p>更に検討事項として下記3件を提案します。</p> <p>1. 行政措置の猶予期間の規定。迅速性が求められる。</p> <p>2. 兆候が見られる時点（Cの時点）でもっと有効な手段がうてないか。今迄の例では対策が後手に回って困難度が高くなっている。法規上の問題もあろうか検討してほしい。</p> <p>3. 今回には直接関係ないが、老朽化した空き家対策も必要ではないか。危険が粗大ゴミとなり得る。</p>	<p>個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い、同意を得た上で解決を図っていくことを基本に考えています。</p> <p>管理不全な空き家に対しては、空き家対策の観点から空家対策特別措置法に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促していきます。</p> <p>行政代執行に至るにあたっては、堆積者宅を何回も訪問し、助言、指導を行い、それでも状況の改善がみられない場合は勧告、命令を行い、さらに改善の履行が見られない場合は、履行期間を定めて戒告書、再戒告書を送付し、行政代執行を実施することになり、行政手続きに一定の時間を要します。</p>
4	<p>管理不良により敷地内から異常に張り出した樹木は道路交通の障害になったり、強風時倒壊により近隣家屋に被害をもたらす恐れがある。このような管理不良敷地内樹木を堆積物と同様に取り扱うべきと考える。</p>	<p>いわゆる「ごみ屋敷」と草木の繁茂が一体となって周辺の生活環境に影響を及ぼしているケースは、対策を講じる必要があると考えています。</p>
5	<p>判定項目について</p> <p>周辺住民への影響（迷惑度合）なども加えた方が良く考えます。</p> <p>例えば ①大声を出してゴミを投げる</p> <p>②汚物などまき散らす</p> <p>③怖くて、汚くて「ごみ屋敷」側の窓が開けられない 等々</p>	<p>ご意見の1つとして承ります。</p>
6	<p>敷地内にある木、ゴミ等本人家族等に処分する様言う。</p> <p>火災等発生する場合があるので何回でも家族、親族等に連絡を行う。</p> <p>市の方で何回も注意しても守れない場合は強制的に処分を行う様にする。</p>	<p>本条例案は、再三の働きかけにもかかわらず改善がみられず、近隣住民の方の財産だけでなく、生命身体までに危害が及ぶおそれが高いケースに対しては、最終的に行政代執行を適用し、強制的に個人の所有物の撤去を可能とするものですが、行政代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められたとき」に限るとしています。</p> <p>そのため、本市は、個々の事案の状況に応じて、当事者に寄り添い同意を得た上で、解決を図っていくことを基本として考えています。</p>
7	<p>当該家屋内外の敷地及び緑石際に生える雑草も判定基準に加えるべき。</p> <p>蚊や害虫の発生源となっている。</p> <p>TAXIを呼び、長時間待機させるため、付近住民の車の通行妨害になっている。</p>	<p>いわゆる「ごみ屋敷」と草木の繁茂が一体となって周辺の生活環境に影響を及ぼしているケースは、対策を講じる必要があると考えています。</p>
8	<p>1. 判定項目の「C」基準は、不要（単なる分類項目か？）</p> <p>2. 建物の害獣虫の屋内確認は、不可能である（当該者は、まったく他者をよせつけず屋内での確認は不可能と考えられる）</p>	<p>立ち調査についても支援等の対策を講じるため、当事者の同意を得て、立ち入りを行うものとしています。</p> <p>市民の責務については、情報のご提供や日頃のお声がけなどにより、当事者への助言や支援等の対策が講じやすくなると考えています。</p> <p>その他の事項については、ご意見の1つとして承ります。</p>

不良な状態の判定基準（案）への市民意見に対する本市の考え方について

12件

	意見の内容	本市の考え方
9	<p>① 表2 ④a (1) 及びb (1) は、「堆積物が敷地外にはみ出している」の一事で、a 又はbの基準を満たす趣旨か？それだけでは、基準を満たすとは思えない。(1)に(2)～(4)のどれかが加わることを考えているのか、趣旨不明である。</p> <p>② 判定の結果について、判定結果「A又はBaの場合」において、表1のAの判定だけで問題とされるように読めるが、第1に、表1は「内容」の記載はなく、量あるいは置かれている場所の問題しか記載されていない。「判定」に「量又は内容」とあることとソゴがある。</p> <p>第2に、表1のAの基準の説明だけでは、3定義の「不良な状態」に必ずなっているとは言えない。他者への害悪、危険性等についての要素（あるいは要件）も必要と考える。</p>	<p>判定基準の説明にある状態が確認された場合を考えています。</p> <p>堆積物の量に加え、その状態を踏まえて判定する必要があることから、表1及び表2の状況を確認して判定することを考えています。</p>
10	<p>堆積に放置を加える 悪臭の判定で臭気があると感じた判定者を半数から多数にする。</p>	<p>判定者の人数について多数より半数以上とした方がより厳しいものとなるため、半数以上とします。</p>
11	<p>II 不良な状態の判定基準（案）⇒判定項目と基準 ではないか？& 判定⇒判断では？ ※4 プロパンガスボンベ も追記して欲しい。 2 判定の結果 ～～判定項目の判定～⇒判定項目と基準の判断は担当課の提案を基に対策会議で決定します～ではないか？</p>	<p>ご意見の1つとして承ります。</p>
12	<p>不良な状態の判定基準（案）に対する意見等 (2-1) 敷地内に住居がない場合 判定基準 表1※2によれば敷地及び隣接私道を含むとあるが、住居（屋敷）がなき敷地のみの場合も対象とするべきである。 (2-2) 廃車置き場の場合 (例) 私有地にナンバープレートのない自動車・バイク・自転車が野積みされている。場所：浄明寺2丁目、大懸橋近く。（私有地であるため行政は介入不可との説明を受けた。） この例の場合には判定基準の「火災等の危険性」や「通行上の危険性」を適用できそうである。普通の感覚では「景観上不適切」であるが、これを判定基準から除いた理由は客観性を担保できないためだろうか。2020インバウンド観光の促進の観点では改善したい例である。 (2-3) 工事用材料置き場の場合 (例) 敷地と道路との境界に縁石はあるものの道路と同一面に、建築資材や電気工事用部品等を保管している例がある。場所：二階堂、獅子舞に通じる、東電横須賀送電所手前。（私有地なのか？管理会社名の看板あり。）ハイカーが頻繁に通っている。判定基準では「通行上の危険性」に該当する可能性がある。 (注) 上記(2-2)～(2-3)については現行条例等の規制対象外であり、また、いわゆる「ごみ屋敷」条例の対象ではないかもしれないが何らかの規制をしてほしい。</p>	<p>本条例案は、堆積者等への支援を行い不良な状態を解消することを基本と考えていることから、居住実態のある建物等を対象としています。事業活動により生じた廃棄物については、他の法令に基づき、所管部署より指導してまいります。</p> <p>その他の事項については、ご意見の1つとして承ります。</p>